

第8回阿賀町入札監視委員会会議録

1. 日 時 平成21年3月25日 13時15分～15時40分
2. 会 場 阿賀町役場3階第3会議室
3. 出席者 委員 沢田委員長、伊津委員、五十嵐委員、関塚委員、鷺尾委員
町側 長谷川副町長、加藤総務課長、眞田行政管財係長、近藤主任
 塩野主事
4. 議案
 ●入札制度の改正について(21.4.1付け)
 抽出事案
 ・制限付一般競争入札
 ①阿賀町情報ネットワーク引込・宅内工事
 ・簡易公募型指名競争入札
 ②内川電気設備第2次工事
 ③内川送水管工事用道路築造工事（入札不調案件）
 ④津川漕艇場周辺整備工事3工区
 ⑤内川送水管工事用道路築造工事（不調再入札案件）
 ・指名競争入札
 ⑥八ツ田農道整備工事（入札不調案件）
 ⑦城山配水池電動弁修繕工事
 ・随意契約
 ⑧八ツ田農道整備工事（不落随契案件）
 ⑨阿賀町新斎場火葬炉設備工事
 ●その他資料
 ・平成20年度建設工事平均落札率比較表（第1四半期～第3四半期）
 ・再入札実施案件の入札額の比較 2件
 ・落札率95%以上全事案の入札額と差額の比較 14件
5. 会議録 別紙のとおり

説明・答弁	質問・意見
<p>総務課長</p> <p>第8回の入札監視委員会の開会。次第に従い、副町長・沢田委員長からあいさつをお願いした。</p> <p>副町長</p> <p>委員各位に親しくあいさつを述べた後、第3半期の入札状況及び入札制度の改正について報告をした。第3四半期においては、今まで比較的落札率の高かった「指名競争入札」において落札率の低下が見られた。これは町内業者が対象の指名競争入札においても競争性の確保が図られつつあるものと推察されるが、なお委員各位からも検証していただきたい。また、4月1日付けで入札制度の一部改正を予定している。これについては、過去の委員会においてご提案を頂いたことなどを参考にしての改正。なお、今後の制度改正へ反映させたいので改めてご意見を頂戴したい。また、今後についても委員各位からご指導をお願いしたい旨を述べ挨拶とした。</p> <p>沢田委員長</p> <p>阿賀町の入札監視委員会が発足してから2年を経過することとなる。一方新潟市の官製談合事件は審判手続きが進行し、まもなく審決が出るものと思われる。公取委云々は別にしても、今後も阿賀町の入札が更に透明性・競争性が確保されるよう見守りながら支援をしていきたい旨を述べ挨拶とした。</p> <p>総務課長</p> <p>以降、委員長に進行を代わる旨を告げて交代した。</p> <p>沢田委員長</p>	

説明・答弁	質問・意見
<p>次第に従い、さっそく次第1の「入札制度の改正について」の説明を事務局に求めた。</p> <p>事務局</p> <p>1点目は、「制限付一般競争入札」の拡大で、従来5千万円以上を対象としていたものを130万円以上から適用できるように改正するもの。ただし、平成21年度は経過措置として500万円以上からの運用としたい。2点目はこれに伴う「簡易公募型指名競争入札」の廃止についてで、制度の目的だった「公募方式」が地元業者にも浸透したことなどから同制度を廃止し、制限付一般競争入札制度へ移行するもの。3点目は低入札制度における「失格要件の設定方法の変更」で、従来は直接工事費と諸経費各項目において1項目でも満たさない場合は失格としていたが、改正では、直接工事費と諸経費総額で失格を判断することとしたもの。これについては、過去の委員会において提言を頂いていた事項でもある。4点目は総合評価方式における「加算点の引き上げ」を図るもの。町では簡易実績型での総合評価方式を運用しているところだが、今回の改正では「地域貢献度に加重配分」し、より地域貢献度を重視した制度へと改正を図るもの。なお、参考までに「改正後のイメージ図」を表記しておきましたのでご覧いただいた上ご理解をお願いしたい。</p> <p>沢田委員長</p> <p>ご質問ご意見ありませんか。</p> <p>事務局</p> <p>条例の改正ではないので議会の承認は</p>	<p>委員</p> <p>この改正は議会の承認が必要なのか。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>必要ないが、改正内容については昨日開催された 3 月定例会終了後に資料配布している。</p> <p>事務局 今後についても、出来るだけご意見を反映できるような形としていきたい。</p> <p>事務局 従来、500万円以上5,000万円未満については簡易公募型指名競争入札で実施していた。</p> <p>事務局 全体に占める割合は6割程度である。</p> <p>事務局 簡易公募型の公募条件と、改正後の制限付一般競争入札の制限内容を同一としているため業者側には混乱はきたさないとと思われる。</p> <p>沢田委員長 他にご質問ご意見ありませんか。 質問・意見がないことを確認し、「抽出事案の説明・審議」に移り、抽出理由について、委員長が抽出当番なので抽出理由を説明した。</p>	<p>委員 過去の監視委員会の提言に対し早い取組みだ。</p> <p>委員 簡易公募型指名競争入札の要領を廃止することのだが、最近は同制度の運用はあまりないのか。</p> <p>委員 全入札事案において同制度の占める割合はどのくらいか。</p> <p>委員 大きな割合を占める制度を廃止して業者側には混乱は生じないのか。</p> <p>沢田委員長 まず、制限付一般競争入札については、金額が大きい1社による入札のものを選定した。簡易公募型指名競争入札については、落札率100%の事案、高落札率の事案、入札不調となったものを抽出した。指名競争入札においては、同じく高落札率のもの、</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>沢田委員長 ご質問ご意見ありませんか。 質問・意見がないことを確認し、続いて抽出案件の説明を事務局に求めた。</p> <p>事務局 様式1から様式6までを説明した。</p> <p>沢田委員長 ご質問ご意見ありませんか。</p> <p>事務局 入札方式も落札率の一要因であるが、工事内容や工種によっても落札率は変化するものと考えている。特に今回は降雪期前の第3四半期のものであり、業者側も現場除雪を考慮して高めの入札額となったものではないかと推測される。</p> <p>沢田委員長 他にご質問ご意見ありませんか。 質問・意見がないことを確認し、続いて様式7号について、入札方式ごとの説明を事務局に求めた。</p> <p>事務局 様式7のうち、「制限付一般競争入札」の1件について説明した。</p> <p>沢田委員長 ご質問ご意見ありませんか。</p>	<p>入札不調案件を抽出した。随意契約については、不落随契の事案、プロポーザル方式によるものを抽出した。</p> <p>委員 簡易公募型指名競争入札は、比較的規模の小さい自治体で、競争力が確保されるという観点から一般競争入札に変わる手段として用いられている例が多いようだが、今回の入札方式別比較によると指名競争より高い落札率となっているがどのように考えているか。</p> <p>委員 1社しか公募業者がなかったわけだが、</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>事務局 要領に定められた以上の公告期間は確保している。</p> <p>事務局 ご指摘のとおり、この事案については昨年度発注した16億円程度の関連工事となる。その際の入札では、3者による制限付一般競争入札で落札決定している。今回申込みのあった業者は、昨年度落札した業者である。なお、関連工事だからといって3億円規模の工事を随意契約で発注するわけにもいかないので、今回制限付一般競争入札にて執行した次第だ。</p> <p>事務局 この事案については、本来一括発注すべきものなのだが、ご指摘のとおり予算の関係で一括発注できなかった。</p> <p>事務局</p>	<p>公告期間は十分に確保されているのか。</p> <p>委員 1社しか申込みがなかったことについてだが、この工事については以前に発注している関連工事なのではないか。その工事で受注している業者に対し、新たにその関連工事を受注しようとする業者はよほどのことがない限り申込みなどしないのではないのか。このことについてはどのように考えているか。</p> <p>委員 予算の関係もあると思うが、以前に受注した業者が有利なのは否定できない。また、全体を網羅できないと受注できない事案であったのではないか。</p> <p>委員 そうであれば、前に発注した工事の受注者以外の業者の関連工事受注は非常に難しいと思う。言い換えれば、その業者の言値での落札となってしまうのではないか。このような場合は入札方式もそうだが、いかに受注金額を下げさせるかを検討すべきではと考える。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>契約の方法としては、昨年度契約した工事での変更契約も検討したが金額が大きいため入札執行したもの。なお、入札に際しては、当日まで参加業者を知りえないことや、積算内訳書の提出を義務付けているため、入札時に1社しかいないと判っても、入札金額の書替えは出来ない仕組みとなっている。もちろん入札額と内訳書の金額は同額でなければならない。</p> <p>事務局 設計監理については、コンサルに別発注している。</p> <p>事務局 広島県に本社を置く業者だったと記憶している。受注者とは特段関連はないものと思われる。</p> <p>事務局 そのように承知をしている。</p> <p>事務局 現在の住民への情報周知手段は、合併前の旧町村時のそれぞれ違っているシステムを利用しているため、新たに統一した周知機器の導入をする目的や、インターネット高速化の環境整備、テレビ難視聴地域解消対策等のシステム構築が目的の事業工事となる。</p> <p>沢田委員長 他に質問の無いことを確認し、続いて簡易公募型指名競争入札の抽出案件の説明</p>	<p>委員 特殊な工事だが、予定価格はどのように決定したのか。</p> <p>委員 コンサルはどこの業者か。受注者との関連はあるのか。</p> <p>委員 建築で言えば、一級建築士が施工業者を牽制しながら設計施工管理していると考えていいのか。</p> <p>委員 参考までに、該当の事案はどういう内容の工事なのか。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>を事務局に求めた。</p> <p>真田係長 様式7のうち、「簡易公募型競争入札」の4件について説明した。</p> <p>沢田委員長 ご質問ご意見ありませんか。</p> <p>事務局 工場製作にかかる諸経費については、工場制作費に算入されるべき経費であるので、他者に比較して諸経費の計上に大きく相違のある1社の積算方法が誤っているものと思われる。</p> <p>事務局 ③については、異常な入札結果となったため、入札後直ちに担当課に調査を指示した結果、閲覧用の単抜き設計書に抜根処理の方法の明記がなく、町側は現場で粉碎処理で計上してたのに対し、業者側は処理場への運搬処理で積算したため全社失格となった。町側の不備なので再度設計を組替え再発注したもの。</p> <p>事務局 契約の時点で確認する事項と思うが、契</p>	<p>委員 ②の事案については、100%落札事案であるが、積算内訳書を比較すると各業者間にバラツキが見て取れる。特に1社においては工場製作にかかる経費の計上に大きな差があるがどういうことか。</p> <p>委員 ④については、再入札事案で高落札率事案でもある。再入札の結果を見ても、初めから落札業者が決定していると思えないフシも見受けられる。③については応札者全員が最低制限価格を下回り失格となって入札不調となったわけだが原因は何か。</p> <p>委員 1回目の入札で、落札者がいた場合、工法的に相違が出てくる訳だか、対処はどうするものなのか。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>約先が現場抜根破碎処理は出来ないとのことであれば契約締結しないこととなる。</p> <p>事務局</p> <p>手法として変更契約が考えられるが、通常は施工方法・工事内容が変更となる場合なので、今回のようなケースの場合は該当しない。協議をして解決することとなる。</p> <p>事務局</p> <p>通常、再入札時の辞退については、それ以下の金額での請負は出来ないとの理由がほとんどである。</p> <p>沢田委員長</p> <p>他に質問がないことを確認し、次の指名競争入札の案件の説明を事務局に求めた。</p> <p>真田係長</p> <p>様式 7 の「指名競争入札」3 件について説明した。</p> <p>沢田委員長</p> <p>ご質問ご意見ありませんか。</p> <p>事務局</p> <p>この案件は、再入札で 2 社が予定価格と僅少の価格での入札だったので、2 社から見積を徴し随意契約にて契約者を決定し</p>	<p>委員</p> <p>契約を締結してしまった場合はどのようになるのか。</p> <p>委員</p> <p>④のような再入札案件については疑いをぬぐいきれない部分がある。また、参加の 1 社は 2 回目の入札を辞退しているが理由は何か。</p> <p>委員</p> <p>⑥の案件は再入札まで行ったが、予定価格を満たすものがなく入札不調となった事案。競争原理が働いてなく予定価格を探りながら再入札の結果、入札不調になったと推察される案件だ。不調による随意契約に移行しても、なおかつ予定価格に近い金額での契約となっている。このことについてはどのように感じるか。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>た事案。現場も県境の山間地にあり業者側も受注意欲が低い案件だったのかもしれない。ただ、再入札で2社が同額のため、2社による見積合わせをお願いした事例は過去に無く、まったく競争性がなかったとも言切れない部分もある。</p> <p>事務局</p> <p>入札辞退によるペナルティはない。ただ、指名競争入札で辞退すると次の入札に指名されないのではないかと心配が業者側にはあるのかもしれないが現実にはそんなことはない。また、今回の工事同様に災害復旧工事等で、現場条件が悪く小額な事案については、どうしても落札率は高止まり傾向である。</p> <p>事務局</p> <p>町においては業者数も少ないので、指名競争入札においては、その地域で登録のある全社を指名しているのでペナルティ的な恣意的な指名選定は行ってはいない。</p> <p>沢田委員長</p> <p>他に質問がないことを確認し、次の随意契約の案件の説明を事務局に求めた。</p> <p>眞田係長</p> <p>様式7の「随意契約」2件について説明した。</p> <p>沢田委員長</p>	<p>委員</p> <p>業者にとってありがたくない事案であったなら入札辞退すればいいのではないかと。辞退した場合はペナルティはあるのか。</p> <p>委員</p> <p>本来であれば、業者側も受注意欲のないものについては参加しなければいいんだと思う。町側はペナルティはないと言うが、やはり業者側には次に指名されないのではないかと意識が働いているのではないかと。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p data-bbox="276 342 624 376">ご質問ご意見ありませんか。</p> <p data-bbox="244 443 328 477">事務局</p> <p data-bbox="244 488 766 566">なるべく個人の主観が入らないように審査項目を設定しているものと思う。</p> <p data-bbox="244 1115 328 1149">事務局</p> <p data-bbox="244 1160 766 1328">この事案については、議会案件でもあり、議決に際して議会からも同様の意見を頂いたところでもある。今後はより詳細に評価できるようにしていきたい。</p> <p data-bbox="244 1496 328 1529">事務局</p> <p data-bbox="244 1541 766 1910">今回は、予定価格の範囲内という条件で提案をお願いした。仮に請負金額を評価に反映させると、各項目の評価では劣っているのに、価格面で安いというだけで落札者になりかねない。ほとんど毎日稼動する施設であることを踏まえメンテナンスを重視したこと等を考慮して予定価格内の評価点による業者決定としたところだ。</p> <p data-bbox="276 1921 766 1955">また、議会では専門家も含めた評価でも</p>	<p data-bbox="798 342 857 376">委員</p> <p data-bbox="798 387 1345 477">プロポーザルの評価については、審査委員の主観によるものだけなのか。</p> <p data-bbox="798 533 857 566">委員</p> <p data-bbox="798 577 1345 1149">審査委員の評価でバラツキが目立つ。また、評価項目の設定が大雑把過ぎるのではないか。評価方法が「良い・普通・悪い」では評価とは言えない。通常このような評価では大きな差がつかないものだ。差が大きいということは誰も納得できる評価ではないということ。点数が開きすぎているということは主観が多く入っているということ。客観的ではないということだ。初めての契約方法だと思うが、次回運用する場合は、せめて5段階評価とし、上下を除き平均を評価点として採用すべきである。</p> <p data-bbox="798 1305 857 1339">委員</p> <p data-bbox="798 1350 1345 1529">評価には請負金額は反映していないのか。通常を考えれば金額も点数化し、総合評価方式と同じで金額も含めた評価とすべきではないのか。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>よかったのではないかという意見も頂いたのだが、仮に専門家を交えた評価とすると、評価が恣意的に働くのではないかという心配もあるがいかがなものか。</p> <p>事務局 今後は、そのような委員選定方法も検討したいのでその節はご協力を願いたい。</p> <p>事務局 今後についてはぜひそのような形で取り組むようにしたい。</p> <p>沢田委員長 他に質問意見がないことを確認し、次のその他の案件について事務局から説明を求めた。</p> <p>事務局 平成 21 年度の会議日程については、後日調整の案内をしたい旨をお願いした。</p> <p>沢田委員長 閉会を宣言し会議を終了した。</p>	<p>委員 他市町村の例としては、入札監視委員会の委員を評価委員とした例があると聞いている。</p> <p>委員 要は、評価があまりにも大雑把過ぎること。今後は詳細の項目を設け、平均値による評価で業者選定をしていただきたい。</p>

説明・答弁	質問・意見